

浜松市天竜区告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により若身自治会に係る告示事項についての変更の届出があったので、同条第10項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年2月10日

浜松市天竜区長 仲 井 英 之

1 告示した事項のうち変更のあった事項

区域の表記変更

2 変更の内容

（1）変更前

本会の区域は、仲組、旭川組、高組、新組、本村組、光組（学校住宅を含む）の区域とする。

（2）変更後

本会の区域は、浜松市天竜区春野町大字堀之内小字若身の全域とする。